

第1問 解答<1>

(監査論)

問題 1

問 1

利害の対立：投資家等からの企業業績へのプレッシャーを受ける経営者と利害関係者との間には、顕在的・潜在的な利害の対立がある。このため、利害関係者は経営者の作成する財務諸表の信頼性に疑念を抱かざるを得ない。そこで、独立の立場から財務諸表の信頼性を保証する財務諸表監査が求められる。

重要な影響：財務諸表は投資家の意思決定情報として重要であり、財務諸表に重要な虚偽表示があった場合には、投資家に不測の損害を与えかねない。特に上場企業の財務諸表は不特定多数の投資家の判断に重要な影響を及ぼすことから、利害関係者保護の観点から財務諸表監査が求められる。

複雑性：上場企業の財務諸表の作成過程は極めて複雑かつ専門的であり、必ずしも会計・監査に関する専門的知識を有さない投資家が、その信頼性を評価することは能力的に困難である。このため、会計・監査に関する職業的専門家である監査人による財務諸表監査が求められる。

遠隔性：地理的に分散している上場企業の利害関係者が、財務諸表の信頼性を直接評価することは困難であるし、機密を含む企業情報へのアクセスは法的にも制限されている。このような地理的・法的な遠隔性から自ら財務諸表の信頼性を評価できない利害関係者にかわって、職業的専門家である監査人による財務諸表監査が求められる。

第1問 解答<2>

(監査論)

問題 2

問 1

監査のそれ自体の目的を明確にすることにより、監査基準の枠組みも自ずと決まることになり、監査への過剰期待・過小評価を防止し期待ギャップの解消に資する。このため、「第一 監査の目的」は監査基準の冒頭に位置づけられている。

問 2

共通点：適正性及び準拠性のそれぞれの意見を表明するに当たって、監査人は、経営者が採用した会計方針が会計の基準に準拠し、継続的に適用されているか、会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるか、財務諸表の表示が財務諸表利用者に理解されるために表示のルールに準拠しているかについて判断する。

相違点：適正性に関する監査意見の表明では、財務諸表が全体として適切に表示されているか否かについての一步離れて行う評価が含まれる点で異なる。

問題 3

問 1

不正リスク対応基準は、上場企業等に対する監査に限定して実施されるものであり、不正リスクに対応するため特に監査人が行うべき監査手続等を一括して整理する方が理解しやすいと考えられることから、全ての監査に普遍的に適用される監査基準とは別に設定されている。

問 2

不正リスク対応基準と監査基準は、共に一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成し、両者が一体となって適用されるべきという関係にある。

第2問 解答<1>

(監査論)

問題 1

問 1

アサーション：評価と期間配分

どのような虚偽表示が生じる可能性があるか：減損損失の測定について回収可能価額が過大であり、減損損失の過少計上及び製造設備の過大計上の虚偽表示が生じる可能性がある。

アサーション：表示及び注記

どのような虚偽表示が生じる可能性があるか：減損処理に関する注記に含まれる金額や記述が不適切となる虚偽表示が生じる可能性がある。

問 2 以下より2つを選択

固有リスク要因：主観性 or 経営者の偏向

具体的な事象又は状況：将来キャッシュ・フローに基づく回収可能価の見積りの基礎となる将来の収益性の見通しについて、経営者の主観に基づく判断が過度に楽観的である状況。

固有リスク要因：変化

具体的な事象又は状況：数年おきに技術革新たびに企業による市場シェアが大きく変化し、世界的な半導体製品市場の競争の激化から収益性が悪化している状況。

固有リスク要因：見積りの不確実性

具体的な事象又は状況：数年おきに技術革新が行われる業界において、予想インフレ率を考慮した一定の成長率に基づく将来キャッシュ・フローの見積りには不確実性を伴う状況。

問 3

特別な検討を必要とするリスクは、通常重要な非定型的な取引や判断に依存している事項に係るものであり、関連する内部統制が存在していたとしても、その機能的な有効性は必ずしも期待できない。こうした機能的な有効性を期待しがたい内部統制の影響を考慮した結果、本来特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うべきリスクが、それと識別されない虞がある。従って、特別な検討を必要とするリスクの識別の際には、関連する内部統制の影響を考慮してはならないとされる。

第2問 解答<2>

(監査論)

問題 2

問 1

経営者が回収可能価額の見積りを行う際に使用した見積手法、重要な仮定及びデータの選択及び適用に関連する重要な虚偽表示リスクについて十分かつ適切な監査証拠を入手する。まず、将来キャッシュ・フローの見積りに基づく回収可能価額の見積手法が会計基準に照らし適切であるかを検証する。次に、事業計画の実行可能性や成長率等の将来の収益性の見通しに関する重要な仮定が、監査人が監査の過程で得た知識と整合的かを検証する。さらに、予想インフレ率や成長率といったデータの裏付けとなる証拠を入手する。

問 2

監査人は、まず、経営者に減損損失の修正を求めることができるように、未修正の重要な虚偽表示であることを明示して、その内容とそれが監査意見に与える影響について、監査役等に報告しなければならない。次に経営者に、減損損失の過少計上の与える影響が全体としての財務諸表に対して重要性がないと判断しているかどうかについて、経営者確認書に記載することを求める。

その上で、減損損失の過少計上が修正されない場合には、その影響が財務諸表に及ぼす影響が広範であるかどうかを判断し、意見に関する除外事項を付した限定付適正意見または不適正意見を形成する。